

## 非常勤看護師採用

第十管区海上保安本部では、非常勤看護師を次のとおり募集いたします。

採用を希望される方は、下記事項を確認の上、必要な手続きをお取りください。

### 1 職務内容

- (1) 患者の看護、医師の診察補助業務
- (2) 医療事務、職員の健康管理の補助<健康相談>
- (3) 健康診断、人間ドック結果票の記入、整理
- (4) 職員に対するメンタルケア
- (5) 医療品の管理、買入手続き
- (6) 学生採用試験時等の身体測定等

### 2 求める人材

- (1) 内科系病院等で2年以上の勤務経験がある者。
- (2) Windows の一般操作を支障なく行い、Microsoft Office を使用して文書及び資料の作成ができる能力が必要です。

### 3 応募資格

次の、(1)及び(2)の条件を満たす者。

- (1) 看護師の資格を有する者。
- (2) 内科系病院等で2年以上の勤務経験がある者。

ただし、以下のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により、国家公務員となることができない者
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

- イ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）※ 最終合格者の方には勤務証明書等をご提出いただきます。虚偽の記載がなされている場合には、採用予定が取消される場合があります。

4 採用予定人数

1名

5 採用予定時期及び任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 勤務地

第十管区海上保安本部（鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1）

7 給与

俸給は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給は、学歴、勤務経験等を考慮して決定します。その他、支給要件を満たした場合は諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

- ・ 時間給 1,717 円～2,720 円
- ・ 扶養手当（子月額 13,000 円等）
- ・ 住居手当（月額最高 2.8 万円）
- ・ 通勤手当（1 か月あたり最高 15 万円）

※ 給与法改正に伴い変更になる可能性があります。

## 8 勤務時間・休暇

### (1) 勤務時間

医師出勤日（週1日） 8：30～15：30（休憩時間 12：00～13：00）

週3日 10：00～17：00（休憩時間 12：00～13：00）

週1日 10：00～16：00（休憩時間 12：00～13：00）

※ 勤務時間は、医師の配置状況により変更となる可能性があります。

※ 土・日及び祝日、年末12月29日～年始1月3日は休みです。

※ 仕事内容によっては時間外勤務を伴う可能性があり、非常勤看護師の令和6年における超過勤務（残業）時間数は、月によって変動がありますが、概ね1月当たり6時間です。

### (2) 休暇

年次休暇 10日（採用日に付与。）

※その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。

## 9 選考日程、選考方法及び試験地

### (1) 一次選考

選考方法：経歴評定

応募時に提出いただいた履歴書及び職務経歴書により選考します。

合否通知日：令和8年2月17日（火）

応募者全員にメールで通知します。

### (2) 二次選考

選考方法：人物試験

選考日程：令和8年2月下旬の指定する日

試験地：第十管区海上保安本部（鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1）

※人物試験に関する詳細は、一次選考合格者に個別にお知らせします。

### (3) 最終合格発表

令和8年3月4日（水）まで

二次選考受験者全員にメールで通知します。

## 10 応募方法

- (1) 受付期間：令和8年1月19日（月）から令和8年2月13日（金）まで  
※令和8年2月13日（金）までの通信日付印があるものを受け付けます。
- (2) 提出書類
  - ① 履歴書（任意様式）  
※要顔写真（カラー写真貼付）
  - ② 職務経歴書（任意様式）  
※ 職歴については、勤務先、勤務期間、職務内容及び勤務形態（正社員、パート、アルバイト）を具体的に記載してください。
  - ③ 「看護師」の資格が確認できるもの
- (3) 提出先（メールのみ受付）  
メールアドレス：jcg10-kosei-5w8a@ki.mlit.go.jp  
※メールの件名は、  
「第十管区海上保安本部非常勤看護師採用試験について」  
としてください。

## 11 その他

- (1) 審査の内容及び審査の結果に関する問い合わせは、一切応じかねますので、ご了承ください。
- (2) 応募の秘密については、厳守します。
- (3) 送付いただいた応募書類については、選考の目的に限って使用し、選考終了後は、採用者の情報を除き、全ての個人情報は当方で責任をもって処分します。
- (4) 採用内定者に選考された場合、最終学歴等の卒業（修了）証明書、在籍した企業等発行の在職証明書、日本国籍の有無を確認するための住民票記載事項証明書等を速やかに御提出していただくことになります。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。なお、証明書等については、給与額を決定する上でも必要となります。証明書がない期間については、職務経験として通算されませんの

でご注意ください。

(5) 二次選考のための来庁にかかる交通費等の採用試験受験に必要な費用は全て受験者負担となります。

## 12 【お問い合わせ先】

担当：第十管区海上保安本部総務部厚生課厚生係 宮田、古川

住所：〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1

電話：099-250-9800 (内線 2152, 2153)

(受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分)